

2019年8月吉日

会員各位

株式会社スポーツプラザ山新

消費税法改正の対応に関するご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃よりスポーツプラザ山新をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

この度、「消費税法改正」に伴い、弊社における消費税の取り扱いにつきまして、下記の通りに対応させていただく運びとなりました。

内容をご確認いただき、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 実施時期 2019年10月度対象分より

2. 消費税の取り扱いについて

現行	改正後
本体価格+消費税 8% 総額表示 (内税)	本体価格+消費税 10% 総額表示 (内税)

・入会金、登録料、月会費、休会費、水素水、契約ロッカー、各種利用料、各種チケット、レンタル用品、有料プログラム、商品などの全ての料金に適用されます。

尚、軽減税率制度の期間中については、対象品目(ドリンク、軽食、サプリメント等)については消費税 8%での販売となります。

・各会費の引き落としは、10月分の引き落としより消費税 10%となります。会費の本体価格の変更はございません。

以上